

旭川医科大学事務局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

旭川医科大学事務局事務分掌規程（平成16年旭医大達第24号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のよう
に改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
（趣旨） 第1条 この規程は、旭川医科大学事務局組織規程（平成16年旭医大達第23号）第12条第2項の規定に基づき、旭川医科大学事務局各課に置かれる係の事務分掌を定める。 （略） 第15条 会計課にその事務を分掌させるため、次の5係を置く。 （1）<u>会計総務係</u> （2）<u>財務企画係</u> （3）<u>財務決算係</u> （4）<u>出納係</u>（新設） （5）<u>調達係</u>（新設） 第16条 <u>会計総務係</u>においては、次の事務をつかさどる。 （1）<u>会計課の所掌事務についての総括及び連絡調整に関すること。</u> （2）<u>会計に係る諸規程に関すること。</u>	（趣旨） 第1条 この規程は、旭川医科大学事務局組織規程（平成16年旭医大達第23号）第13条第2項の規定に基づき、旭川医科大学事務局各課に置かれる係の事務分掌を定める。 （略） 第15条 <u>研究支援課</u>にその事務を分掌させるため、次の3係を置く。 （1）<u>研究企画係</u> （2）<u>研究協力係</u> （3）<u>産学連携係</u> 第16条 <u>研究企画係</u>においては、次の事務をつかさどる。 （1）<u>研究支援課の所掌事務についての総括及び連絡調整に関すること。</u> （2）<u>研究支援の企画立案に関すること。</u>

- (3) 会計事務組織の任免に関すること。
- (4) 会計事務組織の公印の管守に関すること。
- (5) 寄附金の受入れに関すること。（新設）
- (6) 会計の内部監査及び外部監査に関すること（監査室の所掌に属する事務を除く。）。（新設）
- (7) 入札者の参加資格に関すること（工事に関するものを除く。）。（新設）
- (8) 旅費及び謝金の支給に関すること。（新設）
- (9) 謝金の所得税等に関すること。（新設）
- (10) その他会計課所掌事務のうち、他の係の所掌に属しない事務に関すること。（新設）

第17条 財務企画係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 予算（運営費交付金等）に関すること。
- (2) 学内配当に関すること。
- (3) 法人の経営分析に関すること。
- (4) 概算要求に関すること。
- (5) 資金の運用に関すること。
- (6) その他予算に関すること。（新設）

第18条 財務決算係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 月次決算、年次決算に関すること。
- (2) 財務諸表に関すること。
- (3) 決算に係る各種報告に関すること。
- (4) 資産（知的財産権を含む。）の管理に関すること。

- (3) 臨床研究に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) その他研究支援課所掌事務のうち、他の係の所掌に属しない事務に関すること。

第17条 研究協力係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研究戦略に関すること。
- (2) 研究情報の公開・活用に関すること。
- (3) 競争的研究費等の申請及び報告に関すること。
- (4) 研究不正防止に関すること。
- (5) その他研究協力に関すること。

第18条 産学連携係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 民間機関等との共同研究及び受託研究の受入れ等に関すること。
- (2) 寄附講座に関すること。
- (3) 知的財産に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 利益相反に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

- (5) 法人の税務申告に関すること。
- (6) その他決算に関すること。（新設）
（削除）

第19条 出納係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 法人の運営資金の管理に関すること。
- (2) 収納に関すること。
- (3) 支払に関すること。
- (4) 債権の管理に関すること。
- (5) 科学研究費補助金の経理に関すること。
- (6) 寄附金の経理に関すること。（新設）
- (7) その他出納に関すること。（新設）

第20条 調達係においては、次の事務をつかさどる（他の課及び係の所掌に属する事務を除く。）。

- (1) 物件費予算の経理に関すること。
- (2) 物品の取得及び役務等の契約に関すること。
- (3) 支払債務計上に関すること。
- (4) 物品の管理に関すること。
- (5) 物品の処分及び貸借に関すること。
- (6) 物品の減価償却に関すること。
- (7) たな卸資産に関すること。
- (8) 自動車の運行に関すること。
- (9) 損害賠償保険に関すること。

く。）。

- (5) その他産学連携に関すること。

（会計課）

第19条 会計課にその事務を分掌させるため、次の5係を置く。

- (1) 会計総務係
- (2) 財務企画係
- (3) 財務決算係
- (4) 出納係
- (5) 調達係

第20条 会計総務係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 会計課の所掌事務についての総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 会計に係る諸規程に関すること。
- (3) 会計事務組織の任免に関すること。
- (4) 会計事務組織の公印の管守に関すること。
- (5) 寄附金の受入れに関すること。
- (6) 会計の内部監査及び外部監査に関すること（監査室の所掌に属する事務を除く。）。
- (7) 入札者の参加資格に関すること（工事に関することを除く。）。
- (8) 旅費及び謝金の支給に関すること。
- (9) 謝金の所得税等に関すること。

(削除)

(研究・学術情報課) (新設)

第21条 研究・学術情報課にその事務を分掌させるため、次の6係及び専門職員(情報企画担当)を置く。

- (1) 研究企画係
- (2) 研究協力係
- (3) 産学連携係
- (4) 図書館総務係
- (5) 情報管理係
- (6) 情報サービス係

第22条 研究企画係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研究・学術情報課の所掌事務についての総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 研究支援の企画立案に関すること。
- (3) 臨床研究に関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)。
- (4) その他研究・学術情報課所掌事務のうち、他の係の所掌に属しない事務に関すること。

(削除)

(削除)

第23条 研究協力係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研究戦略に関すること。
- (2) 研究情報の公開・活用に関すること。
- (3) 競争的研究費等の申請及び報告に関すること。
- (4) 研究不正防止に関すること。
- (5) その他研究協力に関すること。

(10) その他会計課所掌事務のうち、他の係の所掌に属しない事務に関すること。

第21条 財務企画係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 予算(運営費交付金等)に関すること。
- (2) 学内配当に関すること。
- (3) 法人の経営分析に関すること。
- (4) 概算要求に関すること。
- (5) 資金の運用に関すること。
- (6) その他予算に関すること。

第22条 財務決算係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 月次決算、年次決算に関すること。
- (2) 財務諸表に関すること。
- (3) 決算に係る各種報告に関すること。
- (4) 資産(知的財産権を含む。)の管理に関すること。
- (5) 法人の税務申告に関すること。
- (6) その他決算に関すること。

第23条 出納係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 法人の運営資金の管理に関すること。
- (2) 収納に関すること。
- (3) 支払に関すること。
- (4) 債権の管理に関すること。
- (5) 科学研究費補助金の経理に関すること。

(削除)

(削除)

第24条 産学連携係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 民間機関等との共同研究及び受託研究の受入れ等に関するこ
と。
- (2) 寄附講座に関すること。
- (3) 知的財産に関すること（他の課の所掌に属するものを除
く。）。
- (4) 利益相反に関すること（他の課の所掌に属するものを除
く。）。
- (5) その他産学連携に関すること。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

第25条 図書館総務係においては、次の事務をつかさどる。（新
設）

- (1) 図書館の調査統計その他諸報告に関すること。
- (2) 図書館委員会その他会議に関すること。
- (3) 図書館の諸規程に関すること。
- (4) 図書館資料の会計経理に関すること。
- (5) 研究フォーラムの発行に関すること。
- (6) 情報処理に係る企画及び立案に関すること。
- (7) 情報処理に関する知識及び技術の普及に関すること。
- (8) 業務システム及びネットワークの管理及び運用に関するこ
と。

(6) 寄附金の経理に関すること。

(7) その他出納に関すること。

第24条 調達係においては、次の事務をつかさどる（他の課及び係
の所掌に属する事務を除く。）。

- (1) 物件費予算の経理に関すること。
- (2) 物品の取得及び役務等の契約に関すること。
- (3) 支払債務計上に関すること。
- (4) 物品の管理に関すること。
- (5) 物品の処分及び貸借に関すること。
- (6) 物品の減価償却に関すること。
- (7) たな卸資産に関すること。
- (8) 自動車の運行に関すること。
- (9) 損害賠償保険に関すること。

(9) 情報セキュリティに関すること。

第26条 情報管理係においては、次の事務をつかさどる。（新設）

(1) 図書館資料の選定に関すること。

(2) 図書館資料の受入、登録及び管理に関すること。

(3) 図書館資料の整理（分類、目録、装備等）に関すること。

(4) 図書館資料の保存及び配架に関すること。

(5) 図書館資料の製本に関すること。

(6) 図書館の電子計算機管理に関すること。

(7) 旭川医科大学学術成果リポジトリの管理に関すること。

第27条 情報サービス係においては、次の事務をつかさどる。（新設）

(1) 図書館資料の閲覧及び貸出しに関すること。

(2) 図書館施設・設備の利用に関すること。

(3) 図書館資料の相互利用に関すること。

(4) 図書館資料の複写に関すること。

(5) 利用者登録及び図書館利用証に関すること。

(6) 図書館及び図書館資料の利用案内・広報、助言及び指導に関すること。

(7) 文献調査等のレファレンスサービスに関すること。

第28条 専門職員（情報企画担当）は次の事務をつかさどる。（新設）

(1) 情報基盤センターにおける情報システム機器の管理運用に関すること。

(2) 情報基盤センターにおける情報システムを利用した教育研究、その他業務の支援に関すること。

(3) データベースの整備活用及び学術情報の提供に関すること。

(4) 学内LANの維持・管理及び学内外の情報通信に関すること。

(5) 情報システムの研究開発及び技術指導に関すること。

(6) その他情報基盤センターの目的達成に必要な業務に関するこ
と。

(略)

第29条～第40条 (略)

(削除)

(削除)

(略)

第25条～第36条 (略)

(図書館情報課)

第37条 図書館情報課にその事務を分掌させるため、次の3係及び専
門職員(情報企画担当)を置く。

(1) 図書館総務係

(2) 情報管理係

(3) 情報サービス係

第38条 図書館総務係においては、次の事務をつかさどる。

(1) 図書館事務についての総括及び連絡調整に関すること。

(2) 図書館の調査統計その他諸報告に関すること。

(3) 図書館委員会その他会議に関すること。

(4) 図書館の諸規程に関すること。

(5) 図書館資料の会計経理に関すること。

(6) 研究フォーラムの発行に関すること。

(7) 情報処理に係る企画及び立案に関すること。

(8) 情報処理に関する知識及び技術の普及に関すること。

(9) 業務システム及びネットワークの管理及び運用に関するこ
と。

(10) 情報セキュリティに関すること。

(11) その他図書館情報課の所掌事務のうち、他の係の所掌に属し
ない事務に関すること。

(削除)

(削除)

(削除)

第39条 情報管理係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 図書館資料の選定に関すること。
- (2) 図書館資料の受入、登録及び管理に関すること。
- (3) 図書館資料の整理（分類、目録、装備等）に関すること。
- (4) 図書館資料の保存及び配架に関すること。
- (5) 図書館資料の製本に関すること。
- (6) 図書館の電子計算機管理に関すること。
- (7) 旭川医科大学学術成果リポジトリの管理に関すること。

第40条 情報サービス係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 図書館資料の閲覧及び貸出しに関すること。
- (2) 図書館施設・設備の利用に関すること。
- (3) 図書館資料の相互利用に関すること。
- (4) 図書館資料の複写に関すること。
- (5) 利用者登録及び図書館利用証に関すること。
- (6) 図書館及び図書館資料の利用案内・広報、助言及び指導に関すること。
- (7) 文献調査等のレファレンスサービスに関すること。

第41条 専門職員（情報企画担当）は次の事務をつかさどる。

- (1) 情報基盤センターにおける情報システム機器の管理運用に関すること。
- (2) 情報基盤センターにおける情報システムを利用した教育研究、その他業務の支援に関すること。
- (3) データベースの整備活用及び学術情報の提供に関すること。
- (4) 学内LANの維持・管理及び学内外の情報通信に関すること。
- (5) 情報システムの研究開発及び技術指導に関すること。
- (6) その他情報基盤センターの目的達成に必要な業務に関するこ

(略) 第41条～第62条 (略) 附 則 <u>この規程は、令和7年6月6日から施行し、令和7年4月1日から適用する。</u> 【改正理由】 事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。	<u>と。</u> (略) 第42条～第63条 (略)
--	--